

法律第百十七号（平一四・一一・二七）

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「相当する額」の下に「（一般職給与法別表第十の十二号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十の十二号俸の額に相当する額」を加え、同項ただし書を削る。

第十四条第三項中「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の四又は百分の六」を「百分の一（政令で定める地域及び官署にあつては、政令で定める区分に応じ、百分の五又は百分の七）」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「百分の四」を「百分の五」に改める。

第十八条第二項中「五千八百二十円」を「五千八百八十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万七千六百元」を「十万六千七百元」に改め、同条第三項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項に、「学生」を「学生」に改める。

附則第五項から第八項までを削り、附則第九項中「外」を「ほか」に改め、同項を附則第五項とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表（第四条 第六条、第八条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号俸	指 定 職
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円		円
	1	243,000	330,600	368,300	410,100	463,800	1	580,000
	2	251,900	341,700	381,600	423,600	479,600	2	644,000
	3	262,500	353,000	394,900	437,300	495,500	3	713,000
	4	272,400	364,600	407,900	450,900	511,500	4	793,000
	5	285,400	376,200	420,900	464,500	527,000	5	854,000
	6	295,300	387,700	433,800	477,900	542,500	6	917,000
	7	307,000	398,600	446,600	491,100	558,000	7	1,003,000
	8	317,200	409,100	459,400	503,600	573,400	8	1,082,000
	9	327,800	419,600	472,100	515,900	588,800	9	1,160,000
	10	338,700	430,000	484,200	527,800	604,200	10	1,242,000
	11	349,500	440,400	494,900	538,400	616,600	11	1,317,000
	12	360,600	450,700	505,400	548,000	624,600		
	13	371,500	460,400	513,900	556,200	632,100		
	14	382,300	469,100	521,200	563,900	638,800		
15	392,800	475,600	528,400	568,800	644,000			

	30									501,800
	31									
	32									
	33									
	34									
	35									
再任用職員				527,900	489,600	468,900	424,600	395,900	371,100	329,400

2等陸尉 2等海尉 2等空尉 俸給月額	3等陸尉 3等海尉 3等空尉 俸給月額	准陸尉 准海尉 准空尉 俸給月額	陸曹長 海曹長 空曹長 俸給月額	1等陸曹 1等海曹 1等空曹 俸給月額	2等陸曹 2等海曹 2等空曹 俸給月額	3等陸曹 3等海曹 3等空曹 俸給月額	陸士長 海士長 空士長 俸給月額	1等陸士 1等海士 1等空士 俸給月額	2等陸士 2等海士 2等空士 俸給月額	3等陸士 3等海士 3等空士 俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
248,100	238,900	229,800	223,900	223,700		190,700	175,000		160,400	153,100
257,300	243,000	239,000	233,100	232,900	214,600	203,200	182,800	175,000	167,700	
266,500	247,400	247,200	241,300	241,100	223,700	214,000	190,700	182,800	172,000	
275,800	255,800	255,600	249,700	249,400	232,900	222,600	200,000	187,200		
285,300	264,300	264,100	258,200	257,900	241,100	230,800	210,000	191,500		
295,000	272,900	272,600	266,700	266,400	249,400	239,000	218,200			
304,700	281,800	281,500	275,600	275,300	257,900	247,100	225,500			
314,700	290,600	290,300	284,400	284,100	266,400	255,000	232,700			
324,200	299,500	299,100	293,200	292,800	275,300	263,000	237,500			
333,700	308,400	308,000	302,000	301,600	284,100	271,100				
343,200	317,400	316,700	310,700	310,300	292,800	279,500				
352,700	326,200	325,400	319,400	319,000	301,400	288,000				
362,100	334,800	334,000	328,000	327,600	309,900	296,400				
371,500	343,500	342,700	336,700	336,300	318,400	304,600				
380,800	352,300	351,400	345,300	344,900	326,700	311,600				
389,600	361,300	360,300	354,200	353,700	335,000	318,400				
398,100	370,100	369,100	363,000	362,400	343,100	325,000				
406,600	378,500	377,300	371,200	370,600	350,900	330,600				
415,000	386,800	385,500	379,400	378,800	358,400	335,200				
423,400	395,000	393,600	387,500	386,900	365,500					
431,600	403,100	401,600	395,500	394,900	372,500					
439,400	411,100	409,600	403,500	402,900	379,500					
446,300	419,000	417,500	411,300	410,600	386,500					
452,000	426,700	425,200	419,000	418,200	393,500					
456,700	434,200	432,700	426,500	425,600	400,200					
461,300	440,300	438,800	432,500	431,600	406,200					
465,800	445,700	444,200	437,800	436,500	411,500					
470,300	450,700	449,200	442,800	441,100	416,100					
474,800	455,300	453,700	447,300	445,600						
479,300	459,900	458,300	451,900	450,200						
483,900	464,500	462,900	456,500	454,800						
488,500	469,000	467,400	461,000							
493,100	473,500	471,900	465,500							
	478,100	476,500	470,100							
	482,700	481,100								
306,000	296,600	296,300	289,500	285,500	275,400	253,600				

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者
で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給する

ものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。(俸給の切替え)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。))にあっては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。)又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十二号。附則第六項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項までの規定の適用については、

旧俸給月額を受けていた期間（内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等）

- 4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

（施行日前の異動者の俸給月額等の調整）

- 5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

- 6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当に関する特例措置）

- 7 法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項又は第二十五条第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六号）附則第五項及び第六項の規定の適用については、同法附則第五項各号中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項に規定する学生にあっては、学生手当）」と、同法附則第六項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、「防衛庁職員等」とあるのは「一般職職員等」とする。

（特例一時金に関する経過措置）

- 8 平成十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に退職した法第二十七条の二に規定する若年定年退職者についての法第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十七号）第一条の規定による改正前の附則第五項に規定する特例一時金」とする。

（政令への委任）

- 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(内閣総理大臣署名)